

新たな地方創生 調査・分析・企業連携事業業務委託仕様書（企画提案用）（4 地域共通）

1 本業務の目的

新たな働き方・暮らし方の定着を踏まえた県民意識や生活環境の変化を捉え、地域の実情を調査し分析するとともに、その結果から抽出した地域の課題に自治体や地域コミュニティと連携して取り組む企業を発掘し、官民連携による具体的な地域活性化事業を提案することにより、地域の特性を生かした地方創生を推進する。

2 業務概要

埼玉県では県内を9つの地域に区分し、各地域振興センターにおいて県・市町村・民間等で構成する「地域の未来を考える政策プロジェクト会議」(※)（以下、未来会議という）を開催し、地域の将来の在り方や地域振興の取組について議論している。

本業務では、受託者はこの未来会議に参画し、意見交換を通じて地域の声を聞きながら新たな働き方・暮らし方の定着を踏まえた県民意識や生活環境の変化を調査・分析する。

さらに、その結果に基づき地方創生における地域の課題や取組テーマを抽出するとともに、課題や取組テーマに対する具体的なモデル事業を立案する。

また、モデル事業を実施するに当たり、地域（県・市町村・地域コミュニティ等）と連携して地方創生に取り組む企業を発掘し、提案・マッチングを行う。

※ 地域の未来を考える政策プロジェクト会議（未来会議）について（県ホームページ）
<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0106/mirai.html>

3 業務対象地域

別紙のとおりとする。

4 業務内容

(1) 調査・分析

- ・本業務では、地域性と人口動態を考慮し、県内を4つの地域（南・西・北・秩父）に分けて調査・分析を実施する。
- ・業務対象地域において、新たな働き方・暮らし方の定着を踏まえた県民意識や生活環境の変化を調査する。
- ・具体的な調査項目については、本事業の目的を踏まえ、モデル事業の企画立案に必要な十分な項目及び方法を受託者が提案する。

（調査項目の例示）

例① インターネットアンケートによる県民の生活意識、社会や生活行動の変化
仕事、家族、社会とのつながり、移住、結婚、職業選択・副業、
家事・育児、教育、住居、防災、防犯、
働き方（テレワーク、ワークライフバランス・労働時間等）、通勤時間
の変化、生産性・仕事の効率、人材不足、
外国人との共生、シニアのライフスタイル、オンライン教育、
ボランティア活動、家計消費スタイル、少子高齢化、空き家の実態、
シニア向けデジタルサービス、医療・福祉、余暇時間の利用、
農業の6次産業化、スマート社会、利用したい商品やサービスなど

例② SNSを対象としたトレンド調査

AIを活用した注目ワードや人気アイテム・スポットの調査など

- ・本事業による調査結果のほか、行政機関や民間事業者等による調査結果も活用し、多角的に分析を行う。
- ・調査結果を分析し、地方創生の視点から捉えた地域の課題を抽出するとともに、データに基づく地域特性（地域資源、地域の強みや弱み）の掘り起こし・検証を行う。
- ・抽出した地域の課題に対し、地域特性を生かした取組テーマを設定し提案する。

（２）未来会議への参加

- ・受託者は未来会議に参加し、調査・分析結果及びその結果から抽出した地域課題の報告・説明を行う。
- ・未来会議において地域課題に対して設定した取組テーマを提案するとともに、参加者からの意見を踏まえ、取組テーマに対するモデル事業を企画立案する。
- ・取組テーマ及びモデル事業は地域振興センター管轄区域ごとの提案を基本とする。なお、圏域を越えて他地域と連携する内容とすることも差し支えない。

（３）モデル事業の企画立案

- ・モデル事業については、取組テーマに沿ったものであること及び地域特性を生かして地域課題の解決を図るものであること。
- ・モデル事業は官民連携による事業を基本とし、地域と企業の利益が一致する仕組みを導入すること。
- ・事業開始時を除き、原則として補助金等に依存せず、自立して持続的に運営できる事業案を提案すること。
- ・提案したモデル事業については、未来会議で実施に向けた具体的な検討を行い、関係者の意見を可能な範囲で反映させた上、決定する。
- ・決定したモデル事業について具体的な実施計画を作成する。

（４）連携する企業の提案

- ・モデル事業の実施に当たり、該当地域の地域特性やモデル事業の内容を踏まえ、連携に適した企業を発掘し提案する。また、該当地域及びモデル事業と連携企業とのマッチングを行う。
- ・連携企業の規模や所在地は問わないが、実際にモデル事業に連携して取り組むことができる資力や能力等を有する企業であることを確認すること。
- ・モデル事業の実施時期は令和４年度とする。

５ 業務実施上の条件

（１）履行期間

契約締結日～令和４年３月１５日までとする。

（２）未来会議への出席

必要に応じて業務対象地域における各地域の「未来会議」に参加し、意見交換を行う。（各地域月１回程度の開催予定）

（３）成果品及び納品時期

①調査・分析結果報告書

１０部及び電子媒体（CD-ROM：Word形式）

仕様 A 4 判の用紙に印刷しファイルに閉じて提出

提出時期 令和 3 年 1 0 月上旬

②調査データ

電子媒体 (CR-ROM : Excel 形式)

提出時期 令和 3 年 1 0 月上旬

※①、②については適時、発注者に必要な情報提供を行うこと。

③取組テーマ及びモデル事業提案書

1 0 部及び電子媒体 (CD-ROM : Word 形式)

仕様 A 4 判の用紙に印刷しファイルに閉じて提出

提出時期 令和 3 年 1 0 月上旬

④連携企業提案書

電子媒体 (CD-ROM : Word 形式)

調査データの電子媒体 (CR-ROM : Excel 形式)

仕様 A 4 判の用紙に印刷しファイルに閉じて提出

提出時期 令和 3 年 1 0 月上旬

⑤モデル事業実施計画書

1 0 部及び電子媒体 (CD-ROM : Word 形式)

仕様 A 4 判の用紙に印刷しファイルに閉じて提出

提出時期 令和 4 年 3 月上旬

6 その他

(1) 調査データ等の機密保持

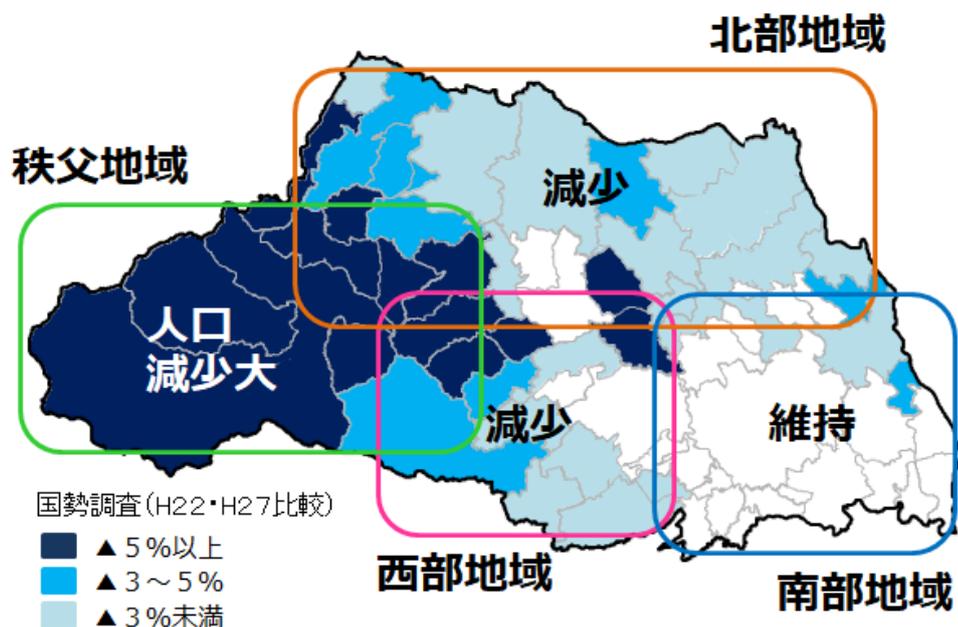
- ① 本事業により得られた調査データ等すべてについて、本事業の目的以外に使用、流用等をしてはならない。
- ② 本事業により得られた調査データ等の使用、保存、処分には、調査内容の機密が保持されるよう細心の注意をもって業務に当たらなければならない。
- ③ 県による検査確認に合格した旨の通知を受けた時点をもって、直ちに本事業により得られたすべてのデータをはじめとする調査書類等を破棄・処分するものとし、一切の記録を残してはならない。破棄・処分の際は調査データ等の内容の機密が保持されるよう細心の注意をもって業務に当たらなければならない。

(2) その他

- ① この仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関し必要な事項は、発注者と受注者が協議して決定するものとする。
- ② 県は、本仕様書に定める事項に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等ができるものとする。
- ③ 本契約の実施に伴って生じた一切の成果に対する権利は、その生じた時から県に帰属する。
- ④ なお、本事業に係る契約者の決定及び契約締結は、本事業に係る令和 3 年度予算が成立し、執行可能となることを条件とする。

(別紙)

業務対象地域について (人口動態による地域区分イメージ)



南部地域

- ・南部地域振興センター管内
川口市、蕨市、戸田市
- ・南西部地域振興センター管内
朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、三芳町、ふじみ野市
- ・東部地域振興センター管内
春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、吉川市、松伏町
- ・県央地域振興センター管内
鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
- ・利根地域振興センター管内
行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町

西部地域

- ・南西部地域振興センター管内
朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、三芳町、ふじみ野市
- ・川越比企地域振興センター管内
川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町
- ・川越比企地域振興センター東松山事務所管内
東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
- ・西部地域振興センター管内
所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
- ・秩父地域振興センター管内
秩父市、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町

北部地域

- ・ 県央地域振興センター管内
鴻巣市、上尾市、桶川市、北本市、伊奈町
- ・ 川越比企地域振興センター東松山事務所管内
東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
- ・ 利根地域振興センター管内
行田市、加須市、羽生市、久喜市、蓮田市、幸手市、白岡市、宮代町、杉戸町
- ・ 北部地域振興センター管内
熊谷市、深谷市、寄居町、本庄市、美里町、神川町、上里町
- ・ 秩父地域振興センター管内
秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

秩父地域

- ・ 川越比企地域振興センター管内
川越市、坂戸市、鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町
- ・ 川越比企地域振興センター東松山事務所管内
東松山市、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村
- ・ 西部地域振興センター管内
所沢市、飯能市、狭山市、入間市、日高市
- ・ 北部地域振興センター管内
熊谷市、深谷市、寄居町、本庄市、美里町、神川町、上里町
- ・ 秩父地域振興センター管内
秩父市、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町

※ 上記区分を原則とするが、提案内容に応じて業務対象地域を拡大する場合は発注者と協議するものとする。

(地域振興センターの管轄区域)

